資料 4

番号法第29条による行政機関個人情報保護法の読替え及び個人情報保護条例の対照表 <※情報提供等記録(番号法第23条)を除く>

言格う前	- ことをなっても、 9 回くにはないをはいる。		読替え」をふまえた本中の
が甘んだ	読替え後	現行	対応(案)
(利用及び提供の制限) (3	(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	
第八条 行政機関の長は、法令に基づ 第	第八条 行政機関の長は、利用目的以	第9条 実施機関は,個人情報を取り	番号法第 29 条の読替規定の趣旨
く場合を除き、利用目的以外の目的	外の目的のために特定個人情報(情	扱う事務の目的以外の目的のため	をふまえ、目的外利用が許容され
のために保有個人情報を自ら利用	報提供等記録を除く。)を自ら利用し	に,個人情報を当該実施機関の内部	る例外事由を条例で厳格に限定す
し、又は提供してはならない。	てはならない。	において利用し、又は当該実施機関	ることが求められる。
		以外のものに提供してはならない。	
2 前項の規定にかかわらず、行政機 2	2 前項の規定にかかわらず、行政機	ただし、次の各号のいずれかに該当	
関の長は、次の各号のいずれかに該	関の長は、次の各号のいずれかに該	する場合は,この限りでない。	
当すると認めるときは、利用目的以	当すると認めるときは、利用目的以	(1) 法令等に規定があるとき。	
外の目的のために保有個人情報を自	外の目的のために特定個人情報(情	(2) 本人の同意があるとき。	
ら利用し、又は提供することができ	報提供等記録除く。)を自ら利用する	(3) 個人の生命,身体又は財産の保	
<u>る</u> 。ただし、保有個人情報を利用目	ことができる。ただし、保有個人情	護のため、緊急かつやむを得ない	
的以外の目的のために自ら利用し、	報を利用目的以外の目的のために自	と認められるとき。	
又は提供することによって、本人又	ら利用することによって、本人又は	(4) 前3号に掲げるもののほか,実	
は第三者の権利利益を不当に侵害す	第三者の権利利益を不当に侵害する	施機関が審議会の意見を聴いて	
るおそれがあると認められるとき	おそれがあると認められるときは、	公益上特に必要があると認める	
は、この限りでない。	この限りでない。	e N	
一 本人の同意があるとき、又は本人	一 人の生命、身体又は財産の保護の	2 実施機関は,前項ただし書の規定	
に提供するとき。	ために必要がある場合であって、本	により, 個人情報を利用し, 又は提	
	人の同意があり、又は本人の同意を	供するときは,個人の権利利益を不	
	得ることが困難であるとき。	当に侵害することのないようにしな	
二 行政機関が法令の定める所掌事務	(適用除外)	ければならない。	
の遂行に必要な限度で保有個人情報			
を内部で利用する場合であって、当			
該保有個人情報を利用することにつ			
いて相当な理由のあるとき。			
三他の行政機関、独立行政法人等、	(適用除外)		
地方公共団体又は地方独立行政法人			

に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することが明らなりに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することが明らなりに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することが明らない。	(適用除外)		
(個人情報ファイルの保有等に関する まかまた)	(<mark>特定個人情報ファイル</mark> の保有等に関 ナィまジェゲン		記替え部分については改正の必要 はない。4 の 1 表 3 プ
事則通知) 第十条 行砂機関 (会計格本院を除	する事即通知) 第十条 行政機関 (会計格本院を除	()届出) 第6条 実施機関は 個人情報を取り	はないものと考える。 (条例には一左記の誌替え前に対
く。以下この条、第五十条及び第五	く。以下この条、第五十条及び第五	₩	応する総務大臣への通知に関する
十一条において同じ。)が個人情報フ	十一条において同じ。) が <mark>特定</mark> 個人情	は、あらかじめ、次に掲げる事項を	規定はない。また、地方公共団体
ァイルを保有しようとするときは、	報ファイルを保有しようとするとき	市長に届け出なければならない。 届	が特定個人情報ファイルを保有す
当該行政機関の長は、あらかじめ、	は、当該行政機関の長は、あらかじ	け出た事項を変更しようとすると	るに際しては、特定個人情報保護
総務大臣に対し、次に掲げる事項を	特定個人情報	きも,同様とする。	評価書を特定個人情報保護委員会
通知しなければならない。 通知した 車項を亦買し下さいポストキチョ回	し、次に掲げる事項を通知しなければなった。通知しなければなった。	(1) 個人情報を取り扱う事務の名	へ提出・公表することとなっているなか。
事項で多々しよくこうのこのも、同様とする。	はならない。 囲みした事項的後欠しようとするときも、 回様とする。	你父で日的(2) 個人情報を取り扱う事務を所	るため、条例上の個人情報に該当ただし、条例上の個人情報に該当
一 個人情報ファイルの名称	, ,	-£m£	しない「法人その他の団体の役員
二 当該行政機関の名称及び個人情	二 当該行政機関の名称及び <mark>特定</mark> 個	(3) 個人情報の対象者の範囲	に関する特定個人情報」について
報ファイルが利用に供される事務	人情報ファイルが利用に供される	(4) 個人情報の記録項目	も、条例上保護すべき情報に変わ
をつかさどる組織の名称	事務をつかさどる組織の名称	(5) 個人情報の収集方法	りはないことから、市長への届出、
三 個人情報ファイルの利用目的	三 特定個人情報ファイルの利用目的	(6) 個人情報の電子計算機処理を	神戸市個人情報保護審議会への報
		行うときは、その旨	告、目録の作成の対象とする。

- 四 個人情報ファイルに記録され る項目(以下この章において「記 録項目」という。)及び本人(他の 個人の氏名、生年月日その他の記 述等によらないで検索し得る者に 限る。次項第九号において同じ。) として個人情報ファイルに記録さ れる個人の範囲(以下この章にお いて「記録範囲」という。)
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法
- 六 記録情報を当該行政機関以外の 者に経常的に提供する場合には、 その提供先
- 七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その
- 八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定 による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 九 第二十七条第一項ただし書又は 第三十六条第一項ただし書に該 当するときは、その旨

- 四 **特定**個人情報ファイルに記録される項目 (以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として<mark>特定</mark>個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録範囲」という。) 五 **特定**個人情報(以下この章において「記録範囲」という。) かな個人情報(以下この章において「記録情報」という。)
- 六 記録情報を当該行政機関以外の 者に経常的に提供する場合には、 その提供先
- 七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを個人情報ファイルを個人情報ファイルを個人情報しないこととするときは、その旨
- 八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

(7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか, 規則で定める事項

- 十 その他政令で定める事項 2 前項の規定は、次に掲げる個人情
- 報ファイルについては、適用しない。 一 国の安全、外交上の秘密その他 の国の重大な利益に関する事項 を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律 の規定に基づく犯則事件の調査 又は公訴の提起若しくは維持の ために作成し、又は取得する個人 情報ファイル
 - 三 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれられず、多事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- 四 専ら試験的な電子計算機処理 の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

- + その他政令で定める事項2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しかい
- 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する特定個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律 の規定に基づく犯則事件の調査 又は公訴の提起若しくは維持の ために作成し、又は取得する<mark>特定</mark> 個人情報ファイル
- 三 行政機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与者に関する事方式、本式に関する事項を記しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)
 - 版シーバーに 国 専ら試験的な電子計算機処理 の用に供するための<mark>特定</mark>個人情 報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る 特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであった、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内の

4.1	,	
22	<u>□</u>	
7)	<u>回</u>	
7)	42	
7)	録号	
40	記象	
#1	4X)	
三無	7	
ij	5	\
\mathbb{K}	器($\stackrel{\sim}{\sim}$
以	严	1
枡	豫.	1
1		報
	10	뺕
+<		

は、資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録しなるとでであった。 送付又は連絡の相手方の氏名、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルでなって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するものの。

九 本人の数が政令で定める数に 満たない個人情報ファイル 特三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第二条第四項第二号に係る個 人情報ファイル 3 行政機関の長は、第一項に規定する 事項を通知した個人情報ファイルに ついて、当該行政機関がその保有をや めたとき、又はその個人情報ファイル が前項第九号に該当するに至ったと

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した。 録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の 氏名、住所その他の送付又は連絡 に必要な事項のみを記録するも

人 職員が学術研究の用に供する ためその発意に基づき作成し、又 は取得する特定個人情報ファイ ルであって、記録情報を専ら当該 学術研究の目的のために利用するもの 九 本人の数が政令で定める数に満たない特定個人情報ファイル

年 第三号から前号までに掲げる特 定個人情報ファイルに準ずるもの として政令で定める特定個人情報 ファイル

├─ 第二条第四項第二号に係る<mark>特</mark> <mark>定</mark>個人情報ファイル

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出 があったときは、速やかに、当該届	出に係る事項を第4章に定める神戸市個人情報保護審議会(以下「審議	会」という。)に報告するものとする。 この場合において,審議会は,実施	機関に対し、当該報告に係る事項に ついて意見を述べることができる。	4 市長は,第1項及び第2項の規定 による届出に係る事項を記載した	目録を作成し,一般の閲覧に供する ものとする。
至ったときは、遅滞なく、 <u>特定個人情</u> 報保護委員会に対しその旨を通知し	なければならない。				
きは、遅滞なく、 <u>総務大臣</u> に対しその 旨を通知しなければならない。					